

## 議案第27号

損害賠償の額の決定及び和解について資料

# 損害賠償額の決定及び和解について

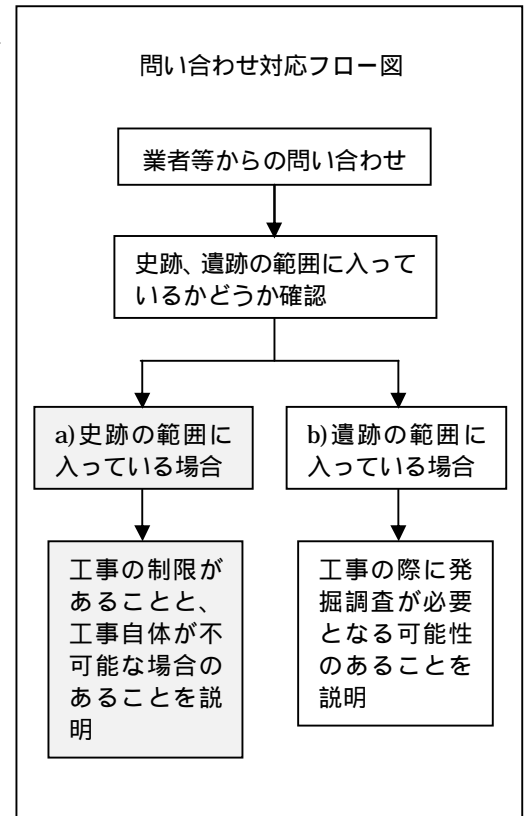
## 1、工事業者等からの史跡、遺跡の範囲に入っているかどうかの問い合わせに対する通常の対応について

開発や建築を行う業者等が市内で工事を行う場合、その場所が史跡、遺跡の範囲に入っているかどうかの問い合わせは文化財保護課において対応している。

文化財保護課では、その場所が史跡、遺跡の範囲に入っているかどうかを遺跡分布図で確認する。

a)確認した結果、対象地が史跡に入っている場合は、文化財保護法に基づき工事が制限され、工事自体が不可能な場合があることを、業者等に説明する。

b)確認した結果、対象地が遺跡に入っている場合は、文化財保護法に基づき、工事の際に発掘調査が必要となる可能性のあることを、業者等に説明する。



## 2、今回生じた「史跡、遺跡の範囲に入っているかどうか」の問い合わせに対する対応ミスについて

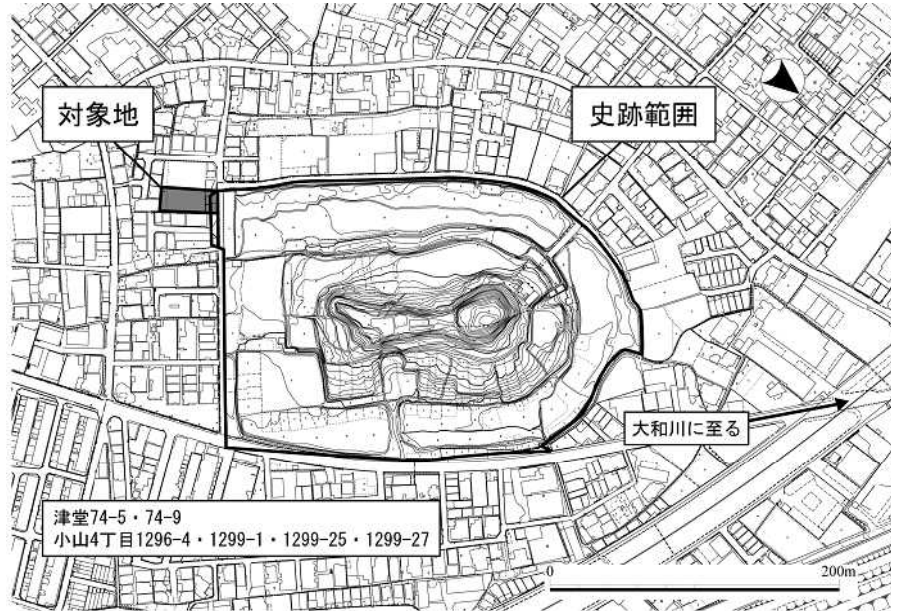
平成 26 年 1 月、市内の不動産売買仲介者が文化財保護課の窓口に来られ、工事を予定している場所（以下、「対象地」という）が史跡、遺跡の範囲に入っているかどうか確認してほしいという問い合わせがあった。

対象地には、実際は史跡が含まれており工事が不可能な場所であった（史跡古市古墳群城山古墳）。

しかし、対応した文化財保護課職員は、文化財保護課窓口備え付けの遺跡分布図で確認して、「対象地に史跡は含まれていない」との誤った内容を伝えてしまった。

職員は、発掘調査をすれば工事が可能であると、誤った認識を相手に与えてしまった。

史跡...文化財保護法に基づく。遺跡の中で特に重要なもので、工事等が制限される。  
 遺跡...文化財保護法に基づく。工事の際に発掘調査が必要となる可能性がある。



史跡古市古墳群城山古墳の  
 史跡範囲と対象地の位置図

### 3、2、の対応ミスのために生じたこと

対象地が「実際には工事が不可能である」ことを伝えなかったため、土地所有者2名・開発者・仲介者は平成26年1月の文化財保護課への問い合わせの後、工事計画を進めた。

対象地に史跡が含まれていることが判明する平成26年3月31日までの約2ヶ月半の間に、工事計画はさらに進行してしまった。

工事が不可能(対象地が史跡に入っていることが判明<文化財保護法>)となった結果、文化財保護課は土地所有者2名・開発者・仲介者に対して、工事に向けての準備や協議にかかった費用の損害を与えてしまった。

結果、市は、その損害を賠償する必要が生じてしまった。

### 4、平成26年1月の対応ミスによる損害賠償の内容

#### 土地所有者

測量費・登記費等	381,124 円
売買契約書収入印紙代	15,000 円
駐車場契約損害金	756,000 円
売買契約締結後に要した設計費等	417,050 円
小計	1,569,174 円

測量費・分筆費等	439,752 円
売買契約書収入印紙代	15,000 円
駐車場契約損害金	2,268,000 円
売買契約締結後に要した設計費等	417,050 円
小計	3,139,802 円
土地所有者（2名）	小計 4,708,976 円

#### 開発業者

開発業者	小計 0 円
------	--------

#### 仲介者

駐車場賃借人解約手数料	738,750 円
仲介手数料相当額	3,887,730 円
仲介者	小計 4,626,480 円

---

合計	<b>9,335,456 円</b>
----	--------------------

### 5、平成 26 年 1 月以前の藤井寺市の対応ミスについて

対象地は、昭和 33 年に史跡に指定された。

史跡となった場合、土地所有者に対して通知する必要があったが、当時、対象地に含まれる史跡の指定にあたっては通知がなされた記録は残っていない。

また、通常、史跡指定の際には、土地所有者に同意書の提出を求めるが、対象地に含まれる史跡の指定にあたっては、土地所有者から同意書も提出されていない。

昭和 56・60 年に藤井寺市が実施した、「土地所有者の史跡買上げについての意思確認調査」では、対象地に含まれる史跡は調査対象になっていない。

昭和 56・60 年以後、平成 26 年 1 月までの間も、市は対象地に含まれる史跡について土地所有者に伝えた記録はない。買上げ予定地にも含まれないままであった。

以上のことから、対象地の土地所有者 2 名は、対象地に史跡が含まれるとの認識を持っていなかった。

したがって、史跡指定後、平成 26 年 1 月にいたるまで、対象地に含まれる史跡について土地所有者に知らせていなかったために生じた損害についても、市は賠償する必要があると考える。

## 6、平成26年1月以前の原因による損害賠償の内容

### 土地所有者

	測量費・分筆費等	369,800 円
	土地整理に要した業務委託費	1,302,000 円
小計		1,671,800 円

	測量費・分筆費等	2,191,500 円
	土地整理に要した業務委託費	1,806,000 円
小計		3,997,500 円

土地所有者(2名)	小計	5,669,300 円
-----------	----	-------------

---

合計	<b>5,669,300 円</b>
----	--------------------

## 7、損害賠償額について

	H26年1月に起因する賠償	H26年1月以前の原因による賠償	合計
	1,569,174 円	1,671,800 円	3,240,974 円
	3,139,802 円	3,997,500 円	7,137,302 円
	0 円	0 円	0 円
	4,626,480 円	0 円	4,626,480 円
総計	9,335,456 円	5,669,300 円	15,004,756 円

## 8、和解条項

土地所有者、開発業者、仲介業者とも、和解合意後、本件一切に関する損害項目は、解決済みとし、支払い義務以外に当事者間に何ら債権債務は存しないことを認める。

## 9、今後同様のことが再発しないための業務改善策について

史跡隣接地の問い合わせについては、史跡に入っているかどうかの確認を地番により行うことを徹底いたします。

史跡の範囲について、地番をもとに遺跡分布図の詳細な点検を徹底して行っております。問い合わせに対しては複数人数での対応と確認を徹底し、課内で情報を共有します。

## 10、その他

対象地には史跡が含まれているために開発することができない。平成 25 年度に策定した「国史跡古市古墳群保存管理計画」の範囲に含まれていることから、対象地全体を買い上げて補償する必要がある。

買い上げについては、国庫補助事業にするとの文化庁の承認を得た上で、売買契約及び所有権移転登記を完了するよう考えている。